

全国勤労者スキー協議会スノーボード指導員規程

第1章 総 則

第1条（目的）

全国勤労者スキー協議会（以下本会という）は、安全で楽しいスノーボードの普及と技術の向上をめざし、スノーボード指導員に関する事項について、この規程を定める。

第2条（スノーボード指導員の任務）

指導員は、民主的スノーボード運動のリーダーとしての自覚と誇りをもって、運動の一層の発展のために献身的に努力すると共に、スノーボードの技術と系統性を深く学び、多くのスノーボード愛好者を広めるため、主に次の活動を行う。

1. 本会〔都道府県スキー協議会（以下地方スキー協という）、クラブを含む〕の主催または共催する行事に、スノーボード技術の指導または講師として参加する。
2. 本会が、他の団体等から指導員の派遣を依頼された場合、本会（以下地方スキー協を含む）の求めに応じて、その行事に参加する。
3. 広く内外のスノーボード技術、スノーボード理論を学び、自己の技術向上に努めるとともに、本会の定めるスノーボード教程を研究し、指導能力の向上に努力する。
4. 本会の目的と活動を実行するための企画・運営などに参画し、組織のリーダーとなるように努める。

第3条（資格の付与）

1. スノーボード指導員の資格は、本規程による検定会で合格した者に与えられる。
2. 移行処置
他団体の有資格者の移行を認め指導員とする。但し、指導員養成座学を受講し認定登録料を納付しなければならない。

第4条（認定登録）

1. スノーボード指導員として認定され所定の認定登録料を納入した者は、本会に登録される。
2. 認定登録料は5,000円とする。（ネームプレート代を含む）

第5条（指導員の義務）

1. スノーボード指導員は、2年に1回、本会の主催するスノーボード研修会（以下研修会という）を受講しなければならない。
2. スノーボード指導員は公認資格証を携帯し、スポーツリーダーとして自覚と良識をもって行動する。
3. スノーボード指導員は、住所・氏名を変更した場合、遅滞なく地方スキー協を通じて本会に届け出なければならない。

第6条（年次登録の義務）

1. スノーボード指導員は、毎年その資格を更新するため登録しなければならない。停止期間中であっても登録は行う。
2. 登録時期は、毎年6月1日から9月30日までとし、所定の様式により、地方スキー協を経由して本会に登録する。

第7条（資格の停止、休止、喪失、返上）

1. スノーボード指導員は、本人が申し出た時、その資格を休止又は返上することができる。
2. スノーボード指導員は、次の場合常任理事会の議を経て、その資格を停止、又は喪失されるものとする。
 - (1) 年次登録の義務に違反したとき。
 - (2) 研修会の受講義務に違反したとき。
 - (3) 所属するスキー協から不適格の申し出があったとき。
 - (4) その他、本会が特に不適格であると認めたとき。

第2章 スノーボード指導員養成・研修

第8条（主催）

本会の規約の定めにより、スノーボード指導員養成会（以下養成という）を開催する。

第9条（委嘱・講師）

1. 養成を開催するときは、事前に所定の「養成開催計画書」を本会理事長に提出し、委嘱を受けなければならない。
2. 養成の講師は、理事長が委嘱する。

第10条（会期・科目）

1. 事前発表 日程、会場等については10月に発表する。
2. 養成の会期は、理論・実技で2日とし、課目は次のものとする。

種 類	課 目	時 間
理 論	① スキー協の活動	2
	② 組織運営と指導員の役割	1
	③ スノーボード事故の予防と対応	1
	計	4
実 技	① スノーボード技術と指導法（理論）	2
	② スノーボード教程技術	4
	③ スノーボード指導法実技	2
	計	8
合 計		12

3. テキストは本会が指定、もしくは承認したものを使用する。

第11条（受講資格）

養成の受講資格は次のとおりとする。

1. 本会の会員であること。
2. 受講日現在満18歳以上であること。

第12条（受講の手続き）

1. 養成の受講手続きは、スノーボード指導員養成開催要項に基づき、所定の受講申込書を、養成開催責任者に提出する。
2. 養成講習会料金（10,000円）を納入する。宿泊費、リフト代は別途とする。

<検定会>

第13条（検定科目）

スノーボード指導員の検定基準は次のとおりとする。

1. 理論
 - ① スキー協の活動
スキー協の方針の理解と実践。
 - ② スノーボードの技術と指導法
本会の定めるスノーボード教程（以下教程という）に基づく指導法全般にわたる理解。
 - ③ 組織運営と指導員の役割
組織運営のあり方と組織者としての指導員の役割。
 - ④ スノーボード事故の予防と対応
スノーボード事故の予防策と救急法についての一定の知識。
2. 実技
 - (1) スノーボード教程技術
別途定める検定細則による。
 - (2) スノーボード指導法実技

別途定める検定細則による。

第14条（検定方法）

主任検定員1名、検定員2名の計3名が検定に当たる。検定の方法は、レポートもしくはペーパーテスト、及び実技テスト等により判定を行うものとし、別途定める細則による。

第15条（受検の手続き）

1. 検定会の手続きは、スノーボード指導員検定会開催要項に基づき、所定の受講申込書を、所属都道府県スキー協を通じ開催責任者に提出する。
2. 検定会料金（10,000円）を納入する。

第16条（委嘱認定）

本会が特に認めた者については、前条までの規程にかかわらず、スノーボード指導員として委嘱認定することができる。但し、前11条を満たし、10条の理論・技術講習を受講するものとする。

＜研修会＞

第17条（会期・課目）

指導員研修会については＜養成＞（第10～12条）を準用する。
この場合「養成」を「研修」と読み替える。

第18条（講師）

研修会の講師は本会が委嘱する。

第3章 検定員

＜検定員検定＞

第19条 検定員検定規程

1. 実施
検定員検定は本会が主催し、主管はスノーボード部とする。
2. 検定種目
模擬検定と講習とする。
3. 検定員の種類
主任検定員と検定員とする
4. 会期
主任検定員検定2日間とする。
検定員検定1日とする。
5. 受験資格
 - （1）本会のスノーボード指導員であること
 - （2）主任検定受験者は都道府県のボード部、部長より推薦され、検定員資格取得後3回以上の技能テスト検定を行った者
 - （3）検定員受験者は指導員有資格者で都道府県のボード部、部長より推薦された者
6. 検定内容
主任検定員、検定員の資格は講習と模擬検定（採点誤差±2点以内）を行い、合格者を認定する。
7. 検定料金
5,000円
8. 認定料金
3,000円

第20条 検定員規程

1. 任務

検定会の運営と厳選かつ公平な判断を保つ。

2. 義務

3年に1回以上の検定員研修会に参加しなければならない。 研修会費は1,000円とする。

3. 有効期限

検定員認定年度から3年とする。

4. 資格範囲

主任検定員

指導員検定、技能テスト検定、技術選のジャッジ

検定員

技能テスト検定

5. 移行

他団体の有資格者の移行を認め検定員とする。但し理論講習を受け、認定料を納付する。

6. 停止、休止、喪失、返上

1. 検定員は、本人が申し出た時、その資格を休止又は返上することができる。

2. 検定員は、次の場合常任理事会の議を経て、その資格を停止、又は喪失されるものとする。

(1) 年次登録の義務に違反したとき。

(2) 研修会の受講義務に違反したとき。

(3) 所属するスキー協から不適格の申し出があったとき。

(4) その他、本会が特に不適格であると認めたとき。

付 則

1 (改廃)

本規程の改定・廃止は理事会が行うものとする。

2 (登録料等)

第6条に基づくスノーボード指導員の年次登録料は1人2,000円とする。

本会の、公認資格者は複数の資格を有していても年次登録料は1人2,000円とする。

3. (登録料の還元)

年次登録料については、本会の公認資格者の地方スキー協への還元金は複数の資格を有していても1人500円とする。

4. (実施日)

本規程は2011年11月13日より実施する。

- ・ 2007年12月1日 全国勤労者スキー協議会スノーボード指導員規程制定
- ・ 2011年11月13日 一部改定
- ・ 2013年4月21日 一部改定
- ・ 2024年6月9日 一部改定

[スノーボード指導員規程細則]

検定方法

1. 理論
レポートおよびペーパーテストにより採点を行う。
ただし、本会のスキー指導員は理論単位を免除される。
2. 指導法実技
技術指導の範囲において、実技指導を行い採点する。
3. 技術検定

(1) 検定種目

	種目	設定斜面	要領	着眼点
指導 種 目	直滑降⇒停止の連続	緩斜面 10m×20m	直滑降⇒FサイドおよびBサイドで停止を連続する 2回 方向転換はジャンプで行う	・スピードに乗って直滑降を行う ・膝を曲げた停止 ・停止時に左右に移動しない安定した停止
	ドリフトターン	中斜面 10m×40m	ズレのある斜滑降でスタートし、ズレのあるターンを行う。 4回転	・左右均等のズレ幅と低速でターンを仕上げる ・上下動を使った滑らかな谷落としで切替えを行う
技術 種 目	ロングターン (カービング)	中斜面 30m×100m	プレターンを含まずズレ幅の少ないターンを4回転行う。 4回転	・上下動を使ったターン ・滑らかな切替えしによるターン ・左右均等のターン ・停止ゾーン内で停止
	ショートターン (カービング)	中斜面 10m×100m	脚部の上下動を使って行う 10回転以上	・一定のリズムで行う ・左右均等のターン ・たえず谷を向いた操作 ・停止ゾーン内で停止
	総合滑走	総合斜面 30m×200m	ロング、ミドル、ショート、ジャンプターン、フェイキーなどを使ったコンビネーション。 2回以上のターンの変化を行う。	・斜面状況に応じた種目構成と積極的な滑り ・種目の滑らかな切替えと全体の流れ ・スピードと安定した滑り ・停止ゾーン内で停止

(2) 採点基準

採点は、各種目100点満点とし、理論、指導法実技、技術検定において、それぞれ70点以上をもって合格とする。

〔技能テスト規程〕

第1条に基づき、スノーボードの普及を図る為に技能テストを実施し、技能テストに必要な事項を決める。

1. 開催

技能テストは全国または都道府県のスノーボード部の承認を得て各クラブで開催ができる。

2. 種類

1級、2級と分け実技検定とする。但し、1級受験者は事前講習修了者とする。

3. 実施

検定員2名以上で検定を行い、合格者に認定書の発行を行う。

実技検定内容は別途定める細則による。

4. 検定料金

各、¥2,000円（事前講習料¥3,000円）

5. 認定料金

各、¥2,000円

6. 義務

開催団体は検定終了後10日以内に「技能テスト実施報告書」と合格者認定料を全国スノーボード部に提出する。

*技能テスト料

検定料、講習料は主催団体（都道府県、クラブ）

認定料は主催団体（全国または都道府県）に半額、残りの半額は全国スノーボード部に納入する。

付 則

1. (改廃)

本規程の改定・廃止は本会常任理事会が行うものとする。

2. (実施日)

本規程は2007年 12月 1日より実施する

・ 2013年 4月 21日 一部改定

〔スノーボード技能テスト細則〕

(1) 技能テスト種目

技能 テ ス ト 種 目	1 ・ 2 級	ロングターン (カービング)	中斜面 30m×100m	プレターンを含まずズレ幅 の少ないターンを4回転行 う。 4回転	・ 上下動を使ったターン ・ 滑らかな切替えしによるターン ・ 左右均等のターン ・ 停止ゾーン内で停止
	1 ・ 2 級	ショートターン (カービング)	中斜面 10m×100m	脚部の上下動を使って行う 10回転以上	・ 一定のリズムで行う ・ 左右均等のターン ・ たえず谷を向いた操作 ・ 停止ゾーン内で停止
	1 級	総合滑走	総合斜面 30m×200m	ロング、ミドル、ショート、 ジャンプターン、フェイキ ーなどを使ったコンビネー ション。 2回以上のターンの変化を 行う。	・ 斜面状況に応じた種目構成と積極 的な滑り ・ 種目の滑らかな切替えと全体の流 れ ・ スピードと安定した滑り ・ 停止ゾーン内で停止

(2) 採点基準

採点は、各種目100点満点とし、合計点の平均が1級70点以上、2級65点以上をもって合格とする。